

被災者の方へ 各種制度のご案内

広島県海田町

この冊子は内閣府が作成した平成29年11月現在の「被災者支援に関する各種制度の概要」を基に作成しました。

それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援制度が適用とならない場合もあります。

制度が活用できるかなど、詳細については、各支援制度ごとに記載しているお問い合わせ先にご相談ください。

経済・生活面の支援 ～被災後のくらしの状況から支援制度を探す～

被災後の経済・生活状況

活用できる支援制度

親や子ども等が死亡した

災害弔慰金 p.1

災害障害見舞金 p.1

負傷や疾病による障害が出た

義援金の支給 p.1

当面の生活資金や
生活再建の資金が必要

広島県災害見舞金 p.2

海田町災害見舞金 p.2

被災者生活再建支援制度 p.2

災害援護資金貸付 p.3

生活福祉資金貸付（緊急小口資金・臨時的経費・住宅の補修等経費） p.4

母子父子寡婦福祉資金貸付金 p.5

年金担保貸付、労災年金担保貸付 p.5

恩給担保貸付 p.6

生活必需品が必要

寝具その他の生活必需品の給与 p.6

子どもの養育・就学を
支援してほしい

教科書等の無償給与 p.6

小中学生の就学援助 p.7

特別支援学校等への就学奨励事業 p.7

高等学校授業料等減免措置 p.7

大学等授業料等減免措置 p.7

国の教育ローン p.7

緊急採用奨学金 p.8

児童扶養手当の特別措置 p.8

経済・生活面の支援 ～被災後のくらしの状況から支援制度を探す～

税金や保険料等の軽減や
支払猶予等をしてほしい

地方税の特別措置

p.8

国税の特別措置

p.9

医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等

p.9

障害福祉サービス等の利用者負担金の減免

p.10

公共料金・使用料等の特別措置

p.10

放送受信料の免除

p.11

被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援

p.11

生活保護

p.11

生活に困窮している

未払賃金立替払制度

p.12

離職後の生活を支援してほしい

雇用保険の失業等交付

p.12

離職時の生活を支援してほしい

ハロートレーニング（公的職業訓練）

p.13

再就職を支援してほしい

職業転換給付金（広域求職活動費、移転費、訓練手当）の支給

p.13

就職活動を支援してほしい

法的トラブル等に関する情報提供

p.13

法的トラブルの解決方法を
知りたい

弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度

p.14

住まいの確保・再建のための支援

～住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探す～

住まいの被害状況に応じて

※全壊、大規模半壊、半壊等被害程度を証明するものとして「り災証明書」があります。p.23をご覧ください。

再建の意向

活用できる支援制度

住まいを建て替え・
取得したい

独立行政法人住宅金融支援機構の融資
 災害復興住宅融資（建設） p.16
 災害復興住宅融資（新築住宅購入、リ・ユース（中古住宅）購入） p.16
 災害復興住宅融資（補修） p.18
 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更 p.18

被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援 p.11

住まいを補修したい

災害援護資金等の貸付
 生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費）） p.4
 母子父子寡婦福祉資金貸付金 p.5
 災害援護資金貸付 p.3

民間賃貸住宅に移転したい

被災者生活再建支援制度 p.2

公営賃貸住宅に移転したい

公営住宅への入居 p.19

みなし仮設住宅への入居 p.19

応急的に住宅を修理したい

住宅の応急修理 p.19

民有地内堆積土砂排除 土砂混じりがれき等撤去償還事業 p.20

家屋を解体、撤去したい

損壊家屋等（全壊・大規模半壊・半壊）の解体・撤去 p.20

宅地を直したい

独立行政法人住宅金融支援機構の融資
 宅地防災工事融資 p.21
 地すべり等関連住宅融資 p.21

中小企業・自営業への支援 ～事業再建のための支援制度を探す

被災後の事業・雇用の状況

農地の土砂を
撤去してもらいたい

農林漁業の再建資金が必要
【農林漁業者】

中小企業事業の再建資金が必要
【中小企業者】

活用できる支援制度

農地内堆積土砂排除 p.24

株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫による資金貸付 p.24

小規模事業者経営改善資金（マル経融資） p.24

災害復旧貸付 p.25

高度化事業（災害復旧貸付） p.25

セーフティネット保証 p.25

セーフティネット資金 p.26

平成 30 年 7 月豪雨災害復興支援特別資金 p.26

グループ補助金 p.26

持続化補助金 p.27

災害関係保証 p.27

被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援 p.11

倒産防止等資金 p.27

再就職を支援してほしい

職場適応訓練費の支給 p.28

利子相当分を支援してほしい

広島県農業振興資金利子補給 p.28

広島県漁業振興資金利子補給 p.28

相談窓口

～行政への相談窓口を探す～

相談窓口名	相談内容等
事前資金相談ダイヤル	個人企業や中小企業、農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等 p.30
こころの健康相談	不安、悩みなどのこころの健康 p.30
法的トラブル解決のための 総合案内所（法テラス）	解決に役立つ法制度や窓口の案内 p.30
人権相談	差別やプライバシー侵害などの人権問題 p.30
行政苦情110番	国の行政に関する苦情や意見・要望 p.31
よりそいホットライン	生きにくさ、暮らしにくさを抱える人のための無料電話相談 p.31
NHKふれあいセンター	放送受信料やNHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的な相談 p.32
消費生活相談	身近な消費生活相談窓口の案内 p.32
海田町地域支え合いセンター	被災者の生活再建支援、見守り支援 p.32

経済・生活面の支援

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：500万円を支給 ・その他の者が死亡した場合：250万円を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族です。 ●支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> ・1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母 ・上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）
お問い合わせ	海田町 社会福祉課（電話082-823-9207）

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害の認定を受けた場合：250万円を支給 ・その他の者が重度の障害の認定を受けた場合：125万円を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により以下のような重い障害の認定を受けた方です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明した人 2. 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5. 両上肢をひじ関節以上で失った人 6. 両上肢の用を全廃した人 7. 両下肢をひざ関節以上で失った人 8. 両下肢の用を全廃した人 9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
お問い合わせ	海田町 社会福祉課（電話082-823-9207）

制度の名称	義援金の支給
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被災された方、世帯に対し、早期の生活再建の一助として、義援金を支給します。 ●第1次配分の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害

	<p>一人に対して5万円を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家被害 <p>一世帯に対して5万円を支給</p>
活用できる方	●災害により死亡した方のご遺族、重傷者（1か月以上の治療を要する方）、住んでいた家屋が床上浸水以上の被害に遭われた世帯主の方。
お問い合わせ	<p>海田町 税 務 課（住家被害の調査など）（電話082-823-9204）</p> <p>海田町 社会福祉課（り災証明書の交付など）（電話082-823-9207）</p> <p>海田町 保健センター（申請書の書き方など）（電話082-823-4418）</p>

制度の名称	広島県災害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯主に対して見舞金を支給します。</p> <p>●災害見舞金の支給額は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊した場合 30万円 ・半壊した場合 10万円
活用できる方	●災害により、住居が全壊又は半壊した世帯の世帯主
お問い合わせ	海田町 住民課（電話082-823-9206）

制度の名称	海田町災害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯主及び1ヶ月以上医師の治療を要する負傷を受けた方に見舞金を支給します。</p> <p>●災害見舞金の支給額は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊した場合 20万円 ・大規模半壊した場合 10万円 ・半壊した場合 5万円 ・床上浸水した場合 3万円 ・1ヶ月以上医師の治療を要する負傷を受けた方 3万円
活用できる方	●災害により1か月以上の治療を要する方、住んでいた家屋が床上浸水以上の被害に遭われた世帯主の方。
お問い合わせ	海田町 社会福祉課（電話082-823-9207）

制度の名称	被災者生活再建支援制度		
支援の種類	給付		
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 （世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） 		
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">住宅の被害程度</td> </tr> </table>		住宅の被害程度
	住宅の被害程度		

		全壊等	大規模半壊	
	支給額	100万円	50万円	
	■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）			
		住宅の再建方法		
		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)
	支給額	200万円	100万円	50万円
	※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。			
	●支援金の用途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。 詳しくは、内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。			
活用できる方	●住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。（※）下記の世帯を含みます。 ■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ■噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯） ●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。			
お問い合わせ	海田町 住民課（電話082-823-9206）			

制度の名称	災害援護資金貸付																						
支援の種類	貸付（融資）																						
制度の内容	<p>●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="8">貸付限度額</td> <td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>※270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>※170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>※250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>貸付利率 年3%（据置期間中は無利子） 海田町では、被災者の方を支援する目的で、利子補給事業を行います。利子補給の申請を行っていただければ、利子（延滞利子等を除く）相当分を借受人に支給します。</p> <p>据置期間 3年以内（特別の場合5年）</p>		貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	※270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	※170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	※250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																						
	ア 当該負傷のみ	150万円																					
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																					
	ウ 住居の半壊	※270万円																					
	エ 住居の全壊	350万円																					
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																						
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円																					
	イ 住居の半壊	※170万円																					
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	※250万円																						
エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																						

	<table border="1"> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内（据置期間を含む）</td> </tr> </table> <p>※被災した住居を建て直す場合は、貸付限度額が変わる場合があります。</p>	償還期間	10年以内（据置期間を含む）												
償還期間	10年以内（据置期間を含む）														
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出 ●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">住居が滅失した場合は1,270万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。</td> </tr> </tbody> </table> 	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	住居が滅失した場合は1,270万円		1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額														
住居が滅失した場合は1,270万円															
1人	220万円														
2人	430万円														
3人	620万円														
4人	730万円														
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。														
お問い合わせ	海田町 社会福祉課（電話082-823-9207）														

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付 （緊急小口資金・災害による臨時的経費・住宅の補修等経費）														
支援の種類	貸付（融資）														
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けを行います。 ●生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことによる臨時に必要となる費用又は住宅の補修等の費用（福祉費）」についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。 <p>■緊急小口資金</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円以内（一定条件を満たす場合、20万円以内）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>1年以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>2年以内</td> </tr> </table> <p>■福祉費</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円（災害による臨時的経費） 250万円（住宅の補修等の費用）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5% 海田町では被災者の方を支援する目的で、利子補給事業を行います。やむを得ず連帯保証人が立てられなかった場合は、利子（延滞利子等を除く）相当分を負担します。詳細については、海田町社会福祉課（電話082-823-9207）へお問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6ヶ月</td> </tr> </table>	貸付限度額	10万円以内（一定条件を満たす場合、20万円以内）	貸付利率	無利子	据置期間	1年以内	償還期間	2年以内	貸付限度額	150万円（災害による臨時的経費） 250万円（住宅の補修等の費用）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5% 海田町では被災者の方を支援する目的で、利子補給事業を行います。やむを得ず連帯保証人が立てられなかった場合は、利子（延滞利子等を除く）相当分を負担します。詳細については、海田町社会福祉課（電話082-823-9207）へお問い合わせください。	据置期間	貸付けの日から6ヶ月
貸付限度額	10万円以内（一定条件を満たす場合、20万円以内）														
貸付利率	無利子														
据置期間	1年以内														
償還期間	2年以内														
貸付限度額	150万円（災害による臨時的経費） 250万円（住宅の補修等の費用）														
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5% 海田町では被災者の方を支援する目的で、利子補給事業を行います。やむを得ず連帯保証人が立てられなかった場合は、利子（延滞利子等を除く）相当分を負担します。詳細については、海田町社会福祉課（電話082-823-9207）へお問い合わせください。														
据置期間	貸付けの日から6ヶ月														

	<table border="1"> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年以内</td> </tr> </table>	償還期間	7年以内
償還期間	7年以内		
	<ul style="list-style-type: none"> ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、海田町社会福祉協議会にご相談ください。 		
活用できる方	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯		
お問い合わせ	海田町社会福祉協議会（電話082-820-0294）		

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。 						
	区分	住宅資金					
	貸付対象	<table border="1"> <tr> <td>住宅資金</td> <td>転宅資金</td> </tr> <tr> <td>災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、住宅の建設、購入、改修等を行う方</td> <td>災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、転宅される方</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>26万円</td> </tr> </table>	住宅資金	転宅資金	災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、住宅の建設、購入、改修等を行う方	災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、転宅される方	貸付限度額
住宅資金	転宅資金						
災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、住宅の建設、購入、改修等を行う方	災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、転宅される方						
貸付限度額	26万円						
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方） 2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方 						
お問い合わせ	海田町 子育て課（電話082-823-9227）						

制度の名称	年金担保貸付、労災年金担保貸付					
支援の種類	貸付（融資）					
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金、厚生年金保険、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 					
	貸付限度額	<table border="1"> <tr> <td>次のうち最も低い額</td> </tr> <tr> <td>・年金額の0.8倍以内</td> </tr> <tr> <td>・各支払期の返済額の1.5倍以内（原則2年半で返済できる額）</td> </tr> <tr> <td>・200万円以内（一部の用途は80万円以内）</td> </tr> </table>	次のうち最も低い額	・年金額の0.8倍以内	・各支払期の返済額の1.5倍以内（原則2年半で返済できる額）	・200万円以内（一部の用途は80万円以内）
	次のうち最も低い額					
・年金額の0.8倍以内						
・各支払期の返済額の1.5倍以内（原則2年半で返済できる額）						
・200万円以内（一部の用途は80万円以内）						
対象経費	保健・医療や住宅改修資金など					

	<table border="1"> <tr> <td>保証人等</td> <td>年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要</td> </tr> </table> <p>※金利については独立行政法人福祉医療機構ホームページ (http://hp.wam.go.jp/guide/nenkin/tabid/249/Default.aspx) 又は下記の問い合わせ先にご確認ください。</p>	保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要
保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要		
活用できる方	●年金受給者の方が対象です。		
お問い合わせ	独立行政法人福祉医療機構 電話03-3438-0224 (厚生年金、労災年金等)		

制度の名称	恩給担保貸付					
支援の種類	貸付(融資)					
制度の内容	●恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。					
	●貸付限度額等は次のとおりです。					
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">貸付限度額</td> <td>恩給</td> <td>250万円以内、ただし恩給の年額の3年分以内</td> </tr> <tr> <td>共済年金</td> <td>250万円以内、ただし共済年金の年額の2.0年分以内 (生活費は100万円以内)</td> </tr> </table>	貸付限度額	恩給	250万円以内、ただし恩給の年額の3年分以内	共済年金	250万円以内、ただし共済年金の年額の2.0年分以内 (生活費は100万円以内)
	貸付限度額		恩給	250万円以内、ただし恩給の年額の3年分以内		
		共済年金	250万円以内、ただし共済年金の年額の2.0年分以内 (生活費は100万円以内)			
対象経費	住宅などの資金や事業資金					
保証人等	恩給等の証書を預けることが必要					
	<p>※1 金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。</p> <p>※2 共済年金による融資の貸付限度額は、年額の1年分以内になるまで毎年0.2年分ずつ段階的に引き下げを行います。</p>					
活用できる方	●恩給等の受給者の方が対象です。					
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 各支店にお問い合わせください 沖縄振興開発金融公庫 電話098-941-1798 (沖縄に住所を有する方)					

制度の名称	寝具その他の生活必需品の給与
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づく生活必需品の給付は、災害により生活に必要な品が喪失又は損失等し、直ちに日常生活を営むことが困難な世帯に対して、生活必需品を給与します。
活用できる方	●住家の全壊、流失、大規模半壊、半壊又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な方が対象です。
お問い合わせ	海田町 こども課 (電話082-823-9227)

制度の名称	教科書等の無償給与
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を滅失または損傷した児童生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	●災害により学用品を滅失または損傷した小中学校、高等学校等の児童生徒(特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む)が対象です。
お問い合わせ	海田町教育委員会 学校教育課 (電話082-823-9216)

制度の名称	小中学生の就学援助
支援の種類	給付
制度の内容	●被災により、就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●被災により、就学が困難となった児童生徒の保護者。なお、避難をされている方も、この制度を活用することができます。
お問い合わせ	海田町教育委員会 学校教育課（電話082-823-9216）

制度の名称	特別支援学校等への就学奨励事業
支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与
制度の内容	●被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助します。
活用できる方	●被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
お問い合わせ	在籍する各学校

制度の名称	高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。
活用できる方	●地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	広島県教育委員会 教育支援推進課（電話082-222-3015）、在籍する各学校

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	国の教育ローン					
支援の種類	貸付（融資）					
制度の内容	●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。					
	●貸付限度額等は次のとおりです。					
	<table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>学生・生徒1人あたり350万円以内</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要</td> </tr> </table>	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内	対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等	保証人等
貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内					
対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等					
保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要					

	※金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。
活用できる方	●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話0570-008656 沖縄振興開発金融公庫 電話098-941-1798（沖縄に住所を有する方）

制度の名称	緊急採用奨学金
支援の種類	貸与
制度の内容	●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	在籍する各学校（奨学金担当窓口）

制度の名称	児童扶養手当の特別措置
支援の種類	給付
制度の内容	●被災者に対する児童扶養手当について、所得制限の特例措置を講じます。
活用できる方	●児童扶養手当受給者世帯
お問い合わせ	海田町 こども課（電話082-823-9227）

制度の名称	地方税の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができます。 ●徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。 ●期限の延長 災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。これには、都道府県・市町村が条例で一律に期限を延長している場合と都道府県・市町村への申請により延長が認められる場合があります。一律に期限を延長している場合には手続きは必要ありません。詳しくは、お問い合わせください。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	個人住民税、固定資産税、国民健康保険税については 海田町 税務課（電話082-823-9204） 収税対策室（電話082-823-9226） 自動車税、自動車取得税、個人事業税、不動産取得税については 広島県西部県税事務所 自動車税課（電話082-513-5372） 個人課税課（電話082-513-5361） 不動産税課（電話082-513-5382）

制度の名称	国税の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、1. 所得税法に定める雑損控除の方法、2. 災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	海田税務署（電話082-823-2131）

制度の名称	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等
支援の種類	減免・支払猶予

制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられます。 						
	<table border="1"> <tr> <td>国民健康保険 後期高齢者医療制度</td> <td>医療機関等で支払う医療費一部負担金が支払猶予・減免になる場合があります。 保険税・料が減免になる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>その他健康保険等</td> <td>医療機関等で支払う医療費一部負担金が支払猶予・減免になる場合があります。※ご加入の保険者により異なります。</td> </tr> <tr> <td>介護保険</td> <td>事業所等で支払う利用者負担額が減免になる場合があります。 保険料が減免になる場合があります。</td> </tr> </table>	国民健康保険 後期高齢者医療制度	医療機関等で支払う医療費一部負担金が支払猶予・減免になる場合があります。 保険税・料が減免になる場合があります。	その他健康保険等	医療機関等で支払う医療費一部負担金が支払猶予・減免になる場合があります。※ご加入の保険者により異なります。	介護保険	事業所等で支払う利用者負担額が減免になる場合があります。 保険料が減免になる場合があります。
	国民健康保険 後期高齢者医療制度	医療機関等で支払う医療費一部負担金が支払猶予・減免になる場合があります。 保険税・料が減免になる場合があります。					
	その他健康保険等	医療機関等で支払う医療費一部負担金が支払猶予・減免になる場合があります。※ご加入の保険者により異なります。					
介護保険	事業所等で支払う利用者負担額が減免になる場合があります。 保険料が減免になる場合があります。						
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等による住家の被災状況や収入の減少などの特別な理由により、保険税・料及び窓口負担の支払いが困難と認められる方 ●保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。 						
お問い合わせ	<p>海田町国民健康保険については、 保険証・医療費のことは、海田町 住民課（電話082-823-9206） 国民健康保険税のことは、海田町 税務課（電話082-823-9204） 収税対策室（電話082-823-9226）</p> <p>海田町介護保険または後期高齢者医療制度については、 海田町 長寿保険課（電話082-823-9609）</p> <p>健康保険組合、全国健康保険協会、国保組合、共済組合などは、各医療保険者の窓口</p>						

制度の名称	障害福祉サービス等の利用者負担金の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方は相談してください。
活用できる方	●対象者については、都道府県、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	海田町 社会福祉課（電話082-823-9207）

制度の名称	公共料金・使用料等の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。 ●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。
活用できる方	●対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることとなります。
お問い合わせ	<p>水道料金については、 海田町 上下水道課（電話082-823-9214）、 保育料等の減免については、 海田町 こども課（電話082-823-9227）</p> <p>電気に関しては、 中国電力（電話0120-297-510）</p>

制度の名称	放送受信料の免除
支援の種類	減免
制度の内容	●災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されます。 http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/exemption_1.html
活用できる方	●受信契約の住所の建物が、半壊又は床上浸水以上程度の被害を受けた方
お問い合わせ	日本放送協会 0570-077-077(北ダヤル) (9:00-20:00 年未年始を除く) 利用できない場合は 050-3786-5003 (9:00-20:00 年未年始を除く)

制度の名称	被災者(個人・個人事業主)の債務整理支援
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)、サービス
制度の内容	●住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害(注)の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。 (注)平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害 ●ガイドラインによる債務整理のメリットは次のとおりです。 ・財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。 ・破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響が及びません。 ・国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。
活用できる方	●自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を弁済することができないまたは近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者が対象になります。
お問い合わせ	●ローンの借入先にお問い合わせください。

制度の名称	生活保護
支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与
制度の内容	●生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。
お問い合わせ	海田町福祉事務所(電話082-823-9220)

制度の名称	未払賃金立替払制度
支援の種類	立替（債権者向け）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。 ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。 ●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 使用者が、 <ul style="list-style-type: none"> 1. 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと 2. 1年以上事業活動を行っていたこと 3. ア. 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ. 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。 (2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●労働基準監督署 (所在地ご案内 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html) ●独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 電話044-431-8663

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。 ●激甚災害法第25条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた方が対象です。
お問い合わせ	広島東公共職業安定所 電話082-264-8609

制度の名称	ハロートレーニング（公的職業訓練）
支援の種類	給付・還付、サービス
制度の内容	<p>●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。</p> <p>●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_top.html</p>
活用できる方	●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。
お問い合わせ	広島東公共職業安定所 電話082-264-8609

制度の名称	職業転換給付金(広域求職活動費、移転費、訓練手当)の支給
支援の種類	給付・還付
制度の内容	<p>●就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。</p> <p>また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給されます。</p> <p>【広域求職活動費】 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）を支給。</p> <p>【移転費】 就職又は公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費実費、移転料、着後手当）を支給。</p> <p>【訓練手当】 ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本手当 日額 3,530 円～4,310 円 ・受講手当 日額 500 円（40日を限度） ・通所手当 月額 42,500 円まで ・寄宿手当 月額 10,700 円 <p>※ その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適應させる職場適應訓練を実施した事業主に対して職場適應訓練費が支給される。</p>
活用できる方	●激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。
お問い合わせ	広島東公共職業安定所 電話082-264-8609

制度の名称	法的トラブル等に関する情報提供
支援の種類	サービス
制度の内容	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内します。
活用できる方	●利用に際して制限はありません（法的トラブルかどうかわからない方も、お気軽にお問い合わせください）。

お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●法テラス・サポートダイヤルについては、0570-078374 ●法テラス各地方事務所については、法テラス・ホームページ (http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html) をご覧ください。
--------	--

制度の名称	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度																								
支援の種類	サービス、立替（債権者向け・債務者向け）																								
制度の内容	<p>日本司法支援センター（法テラス）では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」） ●裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え（「代理援助」） ●裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え（「書類作成援助」） 																								
活用できる方	<p>次の要件を満たしている場合に援助を受けることができます。</p> <p>※法律相談援助の場合は（１）と（３）、代理援助と書類作成援助の場合は（１）から（３）のいずれも満たす必要があります。</p> <p>（１）資力が一定額以下であること 夫婦間の紛争の場合を除き、原則として、配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。</p> <p>① 月収が一定額以下であること</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>単身者</td> <td>182,000 円以下 (200,200 円以下)</td> </tr> <tr> <td>2人家族</td> <td>251,000 円以下 (276,100 円以下)</td> </tr> <tr> <td>3人家族</td> <td>272,000 円以下 (299,200 円以下)</td> </tr> <tr> <td>4人家族</td> <td>299,000 円以下 (328,900 円以下)</td> </tr> </table> <p>※（ ）内は、東京、大阪などの大都市の基準です。 ※5人家族以上は、1人増につき30,000円（33,000円）が加算されます。 ※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。 ※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度内でその全額が加算されます（東京都特別区については、別途定めあり。）。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>単身者</td> <td>41,000 円</td> <td>2人家族</td> <td>53,000 円</td> </tr> <tr> <td>3人家族</td> <td>66,000 円</td> <td>4人家族以上</td> <td>71,000 円</td> </tr> </table> <p>② 保有資産が一定額以下であること 現金、預貯金、有価証券、不動産（自宅と係争物件を除く）などの保有資産の価値を合計して（法律相談援助の場合は、現金と預貯金のみ合計）、次の基準を満たす必要があります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>単身者</td> <td>180 万円以下</td> <td>2人家族</td> <td>250 万円以下</td> </tr> <tr> <td>3人家族</td> <td>270 万円以下</td> <td>4人家族</td> <td>300 万円以下</td> </tr> </table> <p>※3か月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は控除されます。</p> <p>（２）勝訴の見込みがないとはいえないこと 和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。</p> <p>（３）民事法律扶助の趣旨に適すること 報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合など</p>	単身者	182,000 円以下 (200,200 円以下)	2人家族	251,000 円以下 (276,100 円以下)	3人家族	272,000 円以下 (299,200 円以下)	4人家族	299,000 円以下 (328,900 円以下)	単身者	41,000 円	2人家族	53,000 円	3人家族	66,000 円	4人家族以上	71,000 円	単身者	180 万円以下	2人家族	250 万円以下	3人家族	270 万円以下	4人家族	300 万円以下
単身者	182,000 円以下 (200,200 円以下)																								
2人家族	251,000 円以下 (276,100 円以下)																								
3人家族	272,000 円以下 (299,200 円以下)																								
4人家族	299,000 円以下 (328,900 円以下)																								
単身者	41,000 円	2人家族	53,000 円																						
3人家族	66,000 円	4人家族以上	71,000 円																						
単身者	180 万円以下	2人家族	250 万円以下																						
3人家族	270 万円以下	4人家族	300 万円以下																						

	は援助できません。
お問い合わせ	●法テラス・サポートダイヤルについては、0570-078374 ●法テラス各地方事務所については、法テラス・ホームページ (http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html) をご覧ください。

住まいの確保・再建のための支援

制度の名称	災害復興住宅融資(建設)																				
支援の種類	貸付(融資)																				
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">構造等</th> <th style="width: 25%;">融資限度額(※1)</th> <th style="width: 35%;">返済期間(※2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">基本融資額</td> <td>耐火構造 準耐火構造 木造(耐久性)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1,650万円</td> <td style="text-align: center;">35年</td> </tr> <tr> <td>木造(一般)</td> <td style="text-align: center;">25年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特例加算額</td> <td style="text-align: center;">510万円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">土地取得資金</td> <td style="text-align: center;">970万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">整地資金</td> <td style="text-align: center;">440万円</td> </tr> </tbody> </table>		構造等	融資限度額(※1)	返済期間(※2)	基本融資額	耐火構造 準耐火構造 木造(耐久性)	1,650万円	35年	木造(一般)	25年	特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。	土地取得資金		970万円	整地資金		440万円
		構造等	融資限度額(※1)	返済期間(※2)																	
	基本融資額	耐火構造 準耐火構造 木造(耐久性)	1,650万円	35年																	
		木造(一般)		25年																	
	特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。																	
土地取得資金		970万円																			
整地資金		440万円																			
<p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額(建設資金2,160万円、土地取得資金970万円、整地資金440万円)又は機構による担保評価額(建物と敷地の合計額)のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p>																					
<p>(注) その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ(http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html)又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>																					
活用できる方	ご自分が居住するため又は、り災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。																				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850																				

制度の名称	災害復興住宅融資(新築住宅購入、リ・ユース住宅(中古住宅)購入)
支援の種類	貸付(融資)
制度の内容 (独立行政法人)	●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、新築住宅、リ・ユース住宅(中古住宅)を購入する場合に受けられ

住宅金融支援
機構の場合)

- る融資です。
- 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(マンションの場合30㎡)以上175㎡以下の住宅です。
 - 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。
 - この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。

■新築住宅の購入

	構造等	融資限度額(※1)	返済期間(※2)
基本融資額	耐火住宅	2,620万円	35年
	準耐火住宅		
	木造住宅(耐久性)		
	木造住宅(一般)		25年
特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。

■リ・ユース住宅(中古住宅)の購入

	融資限度額(※1)	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
基本融資額	2,320万円	2,620万円
特例加算額	510万円	510万円

建て方	種別	返済期間(※2)
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額(リ・ユース住宅及びリ・ユースマンションは2,830万円、新築住宅の購入、リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンションは3,130万円)又は機構による担保評価額(建物と敷地の合計額)のいずれか低い額が上限となります。

※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。

(注) その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ(<http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html>)又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。

活用できる方

- ご自分が居住するため又は、り災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。

お問い合わせ

独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター
0120-086-353
沖縄振興開発金融公庫
098-941-1850

制度の名称	災害復興住宅融資(補修)										
支援の種類	貸付(融資)										
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます(ただし、返済期間は延長できません)。 <table border="1" data-bbox="354 674 1418 936"> <thead> <tr> <th></th> <th>融資限度額(※1)</th> <th>返済期間(※2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本融資額</td> <td>730万円</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td rowspan="2">440万円</td> <td rowspan="2">併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。</td> </tr> <tr> <td>引方移転資金</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額(建物と敷地の合計額)のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>(注) その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ(http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html)又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		融資限度額(※1)	返済期間(※2)	基本融資額	730万円	20年	整地資金	440万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。	引方移転資金
	融資限度額(※1)	返済期間(※2)									
基本融資額	730万円	20年									
整地資金	440万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。									
引方移転資金											
活用できる方	●ご自分が居住するため又は、り災した親等が住むための住宅を補修される方で、「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。										
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850										

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者(旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む)に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●概要は次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 返済金の払込みの猶予: 被災の程度に応じて、1~3年間 2. 払込猶予期間中の金利の引下げ: 被災の程度に応じて、0.5~1.5%の金利引下げ(ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ) ※ フラット35(買取型)の場合は0.5%引き下げた金利 3. 返済期間の延長: 被災の程度に応じて、1~3年

	<p>※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。</p> <p>※ (参考) 住宅金融支援機構ホームページ http://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html</p>
活用できる方	<p>●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353

制度の名称	公営住宅への入居
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<p>●被災者の方は、広島県又は海田町が整備する公営住宅に入居することができます。</p> <p>●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されます。詳しくはお問い合わせください。</p>
活用できる方	<p>●以下の要件を満たす方が対象です。</p> <p>全壊、半壊、一部損壊等により居住が困難となった方</p> <p>※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合があります。</p>
お問い合わせ	海田町 都市整備課（電話082-823-9634）

制度の名称	みなし仮設住宅への入居
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<p>●被災者の方は、広島県が借上げる民間賃貸住宅（みなし仮設住宅）に入居することができます。</p> <p>●家賃、礼金等は行政側が負担します。</p> <p>●6ヶ月間の入居で、それ以降は災害救助の事情に応じ、最長2年間を限度とします。</p>
活用できる方	<p>●以下の要件を満たす方が対象です。</p> <p>全壊、半壊、一部損壊、床上浸水等により居住が困難となった方</p>
お問い合わせ	海田町 都市整備課（電話082-823-9634）

制度の名称	住宅の応急修理
支援の種類	現物支給
制度の内容	<p>●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。 ● 修理限度額は1世帯あたり58万4千円（平成30年度基準）です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害により住宅が半壊又は半焼した方 ② 応急仮設住宅等に入居していない方 ③ 自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）。
お問い合わせ	海田町 都市整備課（電話082-823-9634）

制度の名称	民有地内堆積土砂排除
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 土石流や大規模な河川の氾濫により流れ出た土砂等が堆積している地区について、民有地内であっても、要件を満たす場合には海田町で撤去します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の要件を満たす土地が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ① 宅地（農地、森林等以外）であること ② 堆積土砂等（泥土、砂礫、岩石及び樹木）であること
お問い合わせ	海田町 都市整備課（電話082-823-9634）

制度の名称	土砂混じりがれき等の撤去償還事業
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 既に所有者等によって業者等に依頼し、宅地内に堆積した土砂混じりがれき等を撤去した場合、費用を償還します。 <p>※償還額は、町が定めた額に準ずるため、全額償還できない場合があります。ご了承ください。</p>
活用できる方	宅地内に堆積した土砂混じりがれき等を既に支払った方
お問い合わせ	海田町 生活安全課（電話082-823-9219）

制度の名称	損壊家屋等(全壊・大規模半壊・半壊)の解体・撤去
支援の種類	現物支給
制度の内容	<p>損壊家屋等及び土砂混じりがれきの公費撤去事業</p> <p>平成30年7月豪雨によって全壊、大規模半壊、半壊認定のり災証明を受けた町内に所在する損壊した家屋等について、町が解体・撤去を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 以下の要件を満たす方が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ① 所有者・関係権利者（抵当権者等）の同意が得られること。家屋の所有者名義が相続されていない場合等は、相続人（権利者）すべての同意が得られること。 ② 応急修理している場合は対象外。 ③ リフォームの際に生じた廃棄物の処分等に係る費用は対象外。 ● 撤去の対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人住宅、店舗及びその敷地内に存する棟続きの納屋、ブロック塀等 ● 撤去の対象外 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下埋設物及び地下構造物、その他の地表面下部分 <p>損壊家屋等及び解体・撤去費用償還事業</p>

	既に所有者等によって業者等へ依頼し、全壊、大規模半壊、半壊した家屋等を解体・撤去した場合に、条件に合う撤去費用等を町が一定の基準に基づいて負担します。 ●注意事項 ・写真等必要なものがない場合、償還できない場合があります。 ・償還額は、町が定めた額に準ずるため、全額償還できない場合があります。ご了承ください。
お問い合わせ	海田町 生活安全課（電話082-823-9219）

制度の名称	宅地防災工事融資				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<p>●地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内</td> </tr> </table> <p>※ その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ (http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/takubo/index.html) 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>	融資限度額	1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額	償還期間	15年以内
融資限度額	1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額				
償還期間	15年以内				
活用できる方	●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた方が対象です。				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353				

制度の名称	地すべり等関連住宅融資						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<p>●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合にご利用いただけます。</p> <p>●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。</p> <table border="1"> <tr> <td>地すべり関連住宅</td> <td>地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。</td> </tr> <tr> <td>土砂災害関連住宅</td> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。</td> </tr> <tr> <td>密集市街地関連住宅</td> <td>密集市街地における防災街区の整備に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。</td> </tr> </table> <p>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</p>	地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。	土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。	密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。
地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。						
土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。						
密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。						

				融資限度額		返済期間
				移転資金 又は 建設資金	土地取得資金	
建設		耐火構造	1,650万円	970万円	35年	
		準耐火構造 木造（耐久性） 木造（一般）				
購入	新築	耐火構造	2,620万円		35年	
		準耐火構造 木造（耐久性） 木造（一般）				
	リ・ユース （中古）	リ・ユース住宅	2,320万円		25年	
		リ・ユースマンション リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション				
<p>※ いずれの場合も、特例加算額510万円の利用が可能。特例加算額の返済期間は、併せて利用する融資の返済期間と同一になります。</p> <p>※ その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/jisuberi/index.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>						
活用できる方	●関連事業計画又は勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。。					
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353					

(参考) り災証明書

り災証明書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2の規定に基づき、市町村が住家等の被害等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものです。

り災証明書により証明される被害程度としては、「住家全壊」、「住家半壊」等があり、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づきそれらの判定が行われます。

■被害認定基準

住家全壊 (全焼・全流出)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家大規模半壊	「住家半壊」の基準のうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

り災証明書の発行については、海田町社会福祉課（082-823-9207）にお問い合わせください。
り災証明書の判定結果および内容については、海田町税務課（082-823-9204）にお問い合わせください。

農林漁業・中小企業・自営業への支援

制度の名称	農地内堆積土砂排除
支援の種類	現物支給
制度の内容	●土石流や大規模な河川の氾濫により流れ出た土砂等が堆積している地区について、農地内であっても、要件を満たす場合には海田町で撤去します。
活用できる方	●以下の要件を満たす土地が対象です。 ①耕作もしくは適正な維持管理が出来ている農地 ②堆積土砂等（泥土、砂礫、岩石及び樹木）であること
お問い合わせ	海田町 都市整備課（電話082-823-9634）

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
制度の内容	●株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。 ○農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ○農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。 ○農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。 ○林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。 ○漁業基盤整備資金：漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資します。 ●上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。
活用できる方	●農林漁業者
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1840

制度の名称	小規模事業者経営改善資金(マル経融資)
支援の種類	貸付(融資)
制度の内容	●小規模事業者経営改善資金(通称：マル経融資)制度は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会(以下「商工会議所等」という。)の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。 ①貸付限度額 2,000万円 ②貸付金利 平成29年11月1日現在1.11%
活用できる方	以下の1及び2の要件を満たす方 1. 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は5人以下)の法人・個人事業主 2. 商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方
お問い合わせ	広島安芸商工会(電話082-822-3728)

制度の名称	災害復旧貸付																
支援の種類	貸付（融資）																
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。 ●株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">○国民生活事業</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○中小企業事業</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> ●株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> ●株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各機関にご確認ください。 	○国民生活事業		貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	○中小企業事業		貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）
○国民生活事業																	
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額																
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）																
○中小企業事業																	
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内																
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）																
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内																
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）																
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等																
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 0120-154-505 株式会社商工組合中央金庫 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1785																

制度の名称	高度化事業(災害復旧貸付)						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部の貸付けを行います。 ●支援の内容は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付割合</td> <td>90%以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> ●詳しくは都道府県にご確認ください。 	貸付割合	90%以内	償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）	貸付利率	無利子
貸付割合	90%以内						
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）						
貸付利率	無利子						
活用できる方	●事業協同組合等であって、共同で施設等の復旧のために土地、建物、構築物、設備の復旧を行う場合が対象です。						
お問い合わせ	広島県商工労働局経営革新課（電話082-513-3321）						

制度の名称	セーフティネット保証
支援の種類	信用保証
制度の内容	●災害被害に限らず、経済環境の急激な変化により業況が悪化している中小企業者が金融機関から経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証す

	<p>る制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●融資額の全額を保証（100%）し、保証料率は概ね0.7%～1.0%です。 ●無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。
活用できる方	売上げ高の減少等、業況が悪化している業種の中小企業者が対象です。
お問い合わせ	海田町 魅力づくり推進課 （電話082-823-9234）

制度の名称	セーフティネット資金 【セーフティネット保証4号】
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害の影響を受け、所定の要件を備えた中小企業者等に資金の貸付を行う制度です。 ●資金用途：運転資金及び設備資金 ●融資限度額：中小企業者 8,000万円 組合等 1億6,000万円 ●融資期間：運転資金 10年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置3年以内） ●融資利率：1.1%【固定金利】（保証付き）
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●市町から事業所又は主要な事業用資産に係る当該災害のり災証明を受けた中小企業者等 ●災害の発生に起因して、最近1か月の売上高又は販売数量が前年同月に比して20%減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業者等
お問い合わせ	海田町 魅力づくり推進課 （電話082-823-9234）

制度の名称	平成30年7月豪雨災害復興支援特別資金
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害の影響を受け、所定の要件を備えた中小企業者等に資金の貸付を行う制度です。 ●資金用途：運転資金及び設備資金 ●融資限度額：中小企業者 4,000万円 組合等 8,000万円 ●融資期間：運転資金 10年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置3年以内） ●融資利率：1.1%【固定金利】（保証付き）
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●市町から事業所又は主要な事業用資産に係る当該災害のり災証明を受けた中小企業者等 ●災害の被災地域の企業に売掛債権を有しており、その回収遅延などにより資金繰りに支障が生じている中小企業者等 ●災害の発生に起因して、最近1か月の売上高又は販売数量が前年同月に比して3%減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれる中小企業者等
お問い合わせ	海田町 魅力づくり推進課 （電話082-823-9234）

制度の名称	グループ補助金
支援の種類	費用助成
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援します。

	<ul style="list-style-type: none"> ●対象費目：施設、設備の復旧費用等 ●補助率：中小企業者等 3/4 中堅企業等 1/2 ●上限額：15億円
活用できる方	●平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業者及び中小企業事業協同組合等
お問い合わせ	広島安芸商工会（電話082-822-3728）

制度の名称	持続化補助金
支援の種類	費用助成
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を支援します。 ●対象費目：機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費 ●補助率：3/4 ●上限額：225万円
活用できる方	●平成30年7月豪雨により被害を受けた小規模事業者
お問い合わせ	広島安芸商工会（電話082-822-3728）

制度の名称	災害関係保証
支援の種類	信用保証
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。 ●融資額の全額を保証（100%）し、保証料率は概ね0.7%～1.0%です。 ●無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。
活用できる方	災害により営業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊・火災等の直接的な被害を受けた方が対象です。
お問い合わせ	各都道府県等の信用保証協会

制度の名称	倒産防止等資金
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●県内に事業所を有し、自然災害により直接被害を受けた事業者、事業の復旧のために必要となる運転資金および設備資金を融資します。 ●融資限度額は、中小企業者が4,000万円、組合等が8,000万円です。 ●融資期間は、運転資金が10年以内（据置1年以内）、設備資金が10年以内（据置3年以内）となります。 ●融資利率は、固定金利（保証付き）で1.1%、保証なしの場合には1.4%となります。 ●信用保証料率は区分に応じて0.4%～1.33%（広島県信用保証協会の保証付き）となります。 ●融資を希望する事業者は、市町が発行する「り災証明書」を持参のうえ、取扱金融機関にお申込みください。
活用できる方	県内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者、組合等で、自然災害により直接被害を受け、り災証明書の交付を受けた事業者

お問い合わせ	広島県商工労働局経営革新課 (電話082-513-3321)
--------	--------------------------------

制度の名称	職場適応訓練費の支給
支援の種類	給付・還付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して訓練手当などを支給します。 ●事業主は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月(重度の障がい者25,000円/月)が支給されます。短期の職場適応訓練については、960円/日(重度の障がい者1,000円/日)です。 ●訓練期間は、6か月(中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等1年)以内です。短期の職場適応訓練については、2週間(重度の障がい者に係る訓練4週間)以内です。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。 <ul style="list-style-type: none"> イ 職場適応訓練を行う設備があること ロ 指導員としての適当な従業員がいること ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加え、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
お問い合わせ	広島東公共職業安定所 電話082-264-8609

制度の名称	広島県農業振興資金(利子補給)
支援の種類	利子補給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●取扱融資機関が被害農業者に融資した場合、その借入金利を利子補給します。 <ul style="list-style-type: none"> ○被害農業者救済資金：一定の要件を満たす者について、農業経営に必要な資金などの融資について、利子補給します。 ○農業施設災害特別資金：農業近代化資金のうち、災害による被害を受けた農業施設の再取得などに必要な資金の融資について、利子補給します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ○被害農業者救済資金：農業所得が総所得の過半を占める農業を営む者で、農作物等の損失額が平年農業総収入額の10%以上である者 ○農業施設災害特別資金：農業近代化資金の貸付対象者(認定農業者法人構成員を除く)で、災害により被害を受けた者
お問い合わせ	海田町 都市整備課：082-823-9634


制度の名称	広島県漁業振興資金(利子補給)
支援の種類	利子補給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●取扱融資機関が被害漁業者に融資した場合、その借入金利を利子補給します。 <ul style="list-style-type: none"> ○被害漁業者救済資金：一定の要件を満たす者について、漁業経営に必要な資金などの融資について、利子補給します。 ○漁業施設災害特別資金：漁業近代化資金のうち、災害による被害を受けた漁業施設の再取

	得などに必要な資金の融資について，利子補給します。
活用できる方	○被害漁業者救済資金：漁業所得が総所得の過半を占める漁業を営む者で，水作物等の損失額が 〇漁業施設災害特別資金：漁業近代化資金の貸付対象者で，災害により被害を受けた者 〇被害漁業者救済資金：漁業所得が総所得の過半を占める漁業を営む者で，水作物等の損失額 が平年農業総収入額の10%以上である者
お問い合わせ	海田町 都市整備課：082-823-9634


相談窓口

相談窓口名	事業資金相談ダイヤル
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受付けています。 受付時間は平日午前9時から午後7時まで。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 http://www.jfc.go.jp/（日本政策金融公庫） ●災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫） http://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html

相談窓口名	こころの健康相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●心の健康について相談を行っています。 相談員等が、電話や面接で相談に応じます。（面接は予約制） 平日午前9時から午後5時まで。
お問い合わせ	<p>海田町保健センター（電話082-823-4418）</p> <p>広島県西部保健所広島支所 保健課（電話082-513-5521）</p> <p>広島県立総合精神保健福祉センター（電話082-884-1051）</p>

相談窓口名	法的トラブル解決のための総合案内所(法テラス)
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。 また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。
お問い合わせ	<p>法テラス・サポートダイヤル（0570-078374）、法テラス各地方事務所</p> <p>法テラスホームページ http://www.houterasu.or.jp</p> <p>法テラススマホサイト http://www.houterasu.or.jp/sp</p> <div style="text-align: right;">  </div>

相談窓口名	人権相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。相談は無料

	で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです。】 0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル） ●子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】 0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル） ●女性の人権ホットライン【セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】 0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル） ●インターネット人権相談受付窓口 http://www.iinken.go.jp/ （パソコン、携帯電話、スマートフォン共通） <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ●外国語人権相談ダイヤル（Foreign language Human Rights Hotline） 0570-090-911（全国共通・ナビダイヤル）

相談窓口名	行政苦情110番
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●国の行政全般について、皆様の苦情や意見・要望を受け付けます。 また、「どんな支援策があるか知りたい」、「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」など、被災者からの相談に応じるとともに、被災者に不足しがちな各種支援対策の情報を提供しています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●全国共通番号 0570-090110 （月～金 8:30～17:15） ※管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センターによって受付終了時間が異なります。 ※夜間・土日祝日は留守番電話対応 ※最寄りの管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターにつながります。 一部のIP電話では利用できない場合があります。その場合は、管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターの電話番号におかけください。 《管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターの所在地等一覧》 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kyokusyo_madoguchi.html ●特別行政相談所 大規模な災害が発生した場合、被災者への速やかな情報提供、きめ細かな相談対応を行うため、適宜、被災地の市町村において「特別行政相談所」を開設しています。 ※特別行政相談所の開設日時、場所等については、上記の全国共通番号にお問合せください。

制度の名称	よりそいホットライン
支援の種類	サービス
制度の内容	●「よりそいホットライン」は、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも

	相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24 時間 365 日、無料電話によって、相談者のどんな相談にも寄り添い、一緒に解決する方法を探します。
活用できる方	●生きにくさ、暮らしにくさを抱える人
お問い合わせ	0120-279-338

制度の名称	NHKふれあいセンター
支援の種類	サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●放送受信料に関するお問い合わせ <ul style="list-style-type: none"> ・災害免除に関するお問い合わせ ・住所変更等のご連絡 ●NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ https://www.nhk.or.jp/css/communication/callcenter.html
活用できる方	●窓口にお問合せください。
お問い合わせ	<p>(災害免除に関するお問い合わせ) 0570-077-077 (9:00-20:00 年末年始を除く) 上記電話番号がご利用になれない場合は、 050-3786-5003 (9:00-20:00 年末年始を除く)</p> <p>(住所変更等のご連絡) 0120-151515 (9:00-20:00 年末年始を除く) 上記電話番号がご利用になれない場合は、 050-3786-5003 (9:00-20:00 年末年始を除く)</p> <p>(NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ) 0570-003434 (9:00-20:00 年末年始を除く) 上記電話番号がご利用になれない場合は、 050-3786-5006</p>

相談窓口名	消費生活相談
支援の種類	サービス
制度の内容	●消費生活上の悩みやトラブルについて相談を行っています。
お問い合わせ	海田町 生活安全課 (電話082-823-9219)

相談窓口名	海田町地域支え合いセンター
相談内容、概要等	●被災者の生活再建を支援するため、見守り支援、日常生活上の相談支援や生活支援などを一体的に行っています。
お問い合わせ	海田町社会福祉協議会 (電話082-820-0294)